OSAKA Pref. FOREST OWNERS ASSOCIATION

大阪しんりんくみあい通信

2018.10 Vol.35

ムラサキシキブ
撮影地：枚方市国見山

8月17日 第17回大阪府森林組合通常総代会を開催しました。

当組合は第17回通常総代会を8月17日午後2時より、大阪市中央区の国民會館大ホールにおきまして、大阪府副知事の竹内様、近畿中国森林管理局長の馬場様をはじめ、関係機関より多数のご来賓をお迎えし、総代248名中188名（うち委任状69名）の出席により開催いたしました。

議案は

第1号議案
「平成29年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び附属明細書の承認について」

第2号議案
「平成30年度事業計画の設定について」

第3号議案
「平成30年度借入金の最高限度額の決定について」

第4号議案
「平成30年度余裕金預け入れ先の決定について」

第5号議案
「大阪府森林組合定款の一部改正について」

第6号議案
「役員の選任について」

第7号議案
「役員報酬の決定について」

第8号議案
「組合出資の新会社設立について」

附帯決議

を上程させていただき、各議案とも原案通り可決・承認をいただきました。

竹内大阪府副知事の挨拶

ご挨拶

大阪府森林組合
代表理事組合長 **栗本 修滋**

代表理事組合長の栗本です。

本年8月17日、第17回通常総代会を大阪市中央区の國民會館にて、関係各所より多数の来賓のご臨席のもと開催し、上程した8議案を可決承認していただきました。

平成29年度は、昨年10月の台風により、南河内地域を中心に激甚災害指定を受けるほどの土砂災害が発生し、人命が失われただけでなく、多くの貴重な森林や林業施設が失われました。

地元自治体の多大なるご支援のもと、林道などの復旧作業が進められていますが、未完のところも多く、組合が実施する森林作業は中止や延期を余儀なくされました。

台風被害が組合の事業収入にも少なからず影響を及ぼしたものの、おかげさまをもちまして4期連続の黒字決算とすることができました。

これも皆様のご支援の賜物と厚くお礼申し上げます。

一方、今年になって6月18日に大阪北部地震、7月上旬には豪雨災害、9月4日に台風21号災害が立て続けに発生しました。

特に台風21号は、府内各地で大規模な風倒木を発生させました。手塩にかけて育てた木がこれから換金という時に、すべてがなぎ倒されてしまいました。

林業の被害は復旧までに数十年を要しますので、長くて1年サイクルで作物を育てる農業とは根本的に異なり、長期にわたる支援が必要と考えています。

また全面倒伏した木々をそのまま放置すれば、土砂災害などの二次被害を発生させることは必定と心配しています。

森林組合では関係機関や議員の方々に被害の状況の説明と復旧支援の要望活動に努めつつ、支援を受けるだけでなく、組合でも被害の復旧に全力を注ぐ所存です。

組合員の皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

Contents

8月17日 第17回大阪府森林組合通常総代会を開催しました。 …… 1
ご挨拶 …… 1
平成29年度決算報告 …… 2
平成30年度事業計画 …… 3
林政情報 …… 3
平成30年7月豪雨の被害地への系統募金活動結果について …… 3
～新たな森林管理システム導入へ　森林経営管理法成立 …… 4
森林の保水力について …… 6
木根館 ラ・フォレスタ イベント …… 7
加入してよかった森林保険 …… 7
保安林の指定施業要件の見直しについて …… 7
台風21号による被害について …… 8

平成29年度決算報告

貸借対照表（平成30年5月31日現在）

（単位：円）

科　目	内　訳	小　計	合　計
（資産の部）			
流動資産			
現金・預金		1,058,668,784	
さきもり基金		505,370,696	
受取手形	5,225,369		
売掛金・未収金	31,122,561		
上記２項目の貸倒引当金	△ 244,000	36,103,930	
たな卸資産		32,460,355	
その他		4,388,419	
流動資産合計			1,636,992,184
固定資産			
有形固定資産	1,105,291,815		
減価償却累計額	△ 838,087,731	267,204,084	
無形固定資産		116,668	
外部出資			
系統出資金		35,870,000	
系統外出資金		19,827,000	
外部出資金合計		55,697,000	
その他の固定資産			
農林漁業資金貸付金	23,184,092		
貸倒引当金	△ 4,786,000	18,398,092	
その他		5,100,000	
その他の固定資産合計		23,498,092	
固定資産合計			346,515,844
資産合計			1,983,508,028

科　目	内　訳	小　計	合　計
（負債の部）			
流動負債			
買掛金		2,406,470	
未払金		115,546,131	
前受金		13,687,983	
預り金		4,861,771	
その他		20,366,401	
流動負債合計			156,868,756
固定負債			
農林漁業資金借入金		23,184,092	
林構施設借入金		29,517,000	
預り保証金		9,170,000	
退職金給付引当金		106,966,639	
役員退任慰労金引当金		8,743,316	
基金預り金	504,000,000		
組合拠出金	△ 88,100,000	415,900,000	
その他積立金・基金		498,775,340	
固定負債合計			1,092,256,387
負債合計			1,249,125,143
（資本の部）			
出資金		200,550,000	
出資金合計			200,550,000
剰余金			
準備金・積立金		433,883,935	
当期末処分剰余金		99,948,950	
剰余金合計			533,832,885
資本合計			734,382,885
負債・資本合計			1,983,508,028

1. 受取手形の割引高は０円である。
2. 受取手形の裏書譲渡高は０円である。

損益計算書（平成29年6月1日～平成30年5月31日）

（単位：円）

科　目	小　計	合　計
Ⅰ事業総損益		
1. 収益	1,210,694,581	
2. 費用	963,800,684	
事業総利益		246,893,897
Ⅱ事業管理費		
1. 人件費	160,351,165	
2. 旅費交通費	4,086,688	
3. 事務費	5,804,452	
4. 業務費	4,150,201	
5. 諸税負担金	7,242,100	
6. 施設費	55,105,558	
7. 雑費	369,784	
事業管理費計		237,109,948
事業利益		9,783,949
Ⅲ事業外損益		
1. 事業外収益	7,711,722	
2. 事業外費用	2,160,572	
事業外損益		5,551,150
経常利益		15,335,099
Ⅳ特別損益		
1. 特別利益	194,037	
2. 特別損失	—	
特別損益		194,037
税引前当期利益		15,529,136
法人税及び住民税額		1,950,278
当期剰余金		13,578,858
前期繰越剰余金		86,370,092
当期末処分剰余金		99,948,950

部門別損益計算書

（単位：円）

部門別	費　用	収　益	損　益
指導部門	3,379,971	2,358,150	△ 1,021,821
販売部門	188,961,007	207,716,829	18,755,822
加工部門	95,148,637	97,917,971	2,769,334
森林整備部門	676,311,069	902,701,631	226,390,562
合　計	963,800,684	1,210,694,581	246,893,897

平成29年度剰余金処分案

（単位：円）

摘　要	積算内訳	小　計	合　計
Ⅰ当期未処分剰余金			99,948,950
Ⅱ剰余金処分額			
1. 法定準備金		2,720,000	
2. 任意積立金 持続的な森づくり積立金		5,000,000	7,720,000
Ⅲ次期繰越剰余金			92,228,950

平成30年度事業計画

系統の悲願であった国の森林環境税（仮称）と森林環境譲与税（仮称）が国の税制大綱に盛り込まれ、森林環境譲与税（仮称）は平成31年より施行が予定されるなど、国の林業施策の転換期を迎えようとしています。

その内容は森林所有者の管理に対する責務を明確にし、所有者による管理が行き届かないと判断される場合は、行政主導により管理を実施することが盛り込まれるなど、温暖化対策における森林の位置づけが明確になる半面、森林所有者の森林に対する思いは、ますます希薄になることも予想されます。

一方で、平成29年10月に近畿地方に接近した台風21号が、南河内地区を中心にもたらした豪雨による大規模土砂災害は、森林の受容量をはるかに超える降雨により引き起こされたものと考えられます。

昨今、「過去に経験したことのない」と表現される異常気象状況の発生をみると、適切な管理のもと保水能力を向上させることはもちろんのこと、災害発生を抑え込むだけではなく、退避のための時間を確保するような整備の必要性を関係機関に対し、訴えていきたいと考えています。

さて、平成30年度は、引き続き大阪府の森林環境税を活用した、「持続的な森づくり推進事業」による森林作業道の恒久化とともに、森林防災を目的とした事業に取り組みます。

しかしながら府の森林環境税は、平成31年度末までとされており、前述した森林防災に資する新たな森林整備事業の創設を大阪府に要望してまいります。

このように森林・林業振興のみならず、各種の事業に取り組むことで、当組合が育んできた技術や技能を発揮させることが組合員の森林保全に加え、府民の安心・安全な暮らしにつながるとともに、組合運営の基盤を強化すると考えております。

今後も当組合は、組合員の期待に応え、併せて地域社会に貢献するため、森林整備から木材供給までを扱う森林・林業の協同組合組織として、関係機関のご協力も得ながら、安定した経営基盤の確立を目指してまいります。

1 部門別損益計画

（単位：千円）

部　門	費　用	収　益	損　益
指導部門	3,970	2,920	△ 1,050
販売部門	194,520	205,200	10,680
加工部門	108,900	113,000	4,100
森林整備部門	661,500	888,910	227,410
合　計	968,890	1,210,030	241,140

2 事業総損益

Ⅰ．事業総利益……241,140
Ⅱ．事業管理費……237,450
Ⅲ．事業外損益……2,400
Ⅳ．特別損益…… —
Ⅴ．利益剰余金（税引前剰余金）……6,090

林政情報

■林野庁平成31年度予算概算要求について

平成31年度林野庁関係予算概算要求の概要が発表されました。

その要求総額は、3,452億円で、このうち公共事業費は2,296億円、非公共事業費は1,156億円、対前年度比では115.2%となっております。

主な事業とその予算額は次のとおりです。

1. 総括表

平成30年8月

区分	平成30年度当初予算額	平成31年度概算予算額	対前年度比
	百万円	百万円	%
公共事業	190,023	229,634	120.8
一般公共事業費	180,049	219,660	122.0
治山事業費	59,736	72,878	122.0
森林整備事業費	120,313	146,782	122.0
災害復旧など事業費	9,974	9,974	100.0
非公共事業費	109,660	115,600	105.4
合　計	299,683	345,234	115.2

■平成30年7月豪雨の被害地への系統募金活動結果について

平成30年7月豪雨は、西日本を中心として、局地的に甚大な被害をもたらし、森林組合・連合会の施設や役職員の住宅が滅失・全壊するなど、大きな被害が生じました。

森林組合系統では、地域の生活と森林を守る協同組合組織として、森林組合関係被災者の当面の住居、生活等にかかる経済的な不安の解消や森林組合組織の復興のため、全国規模の募金活動を実施いたしました。

募金の活動期間が決められていたこともあり、組合員各位への周知を図ることはできませんでしたが、第17回総代会に出席された総代各位に募金へのご協力を訴えかけたところ、1日で5,000円の募金が集まりました。

お預かりした浄財は、組合及び組合の役職員からの募金を加え、8月20日に全森連に送金いたしました。

ご協力をいただきました総代の皆様には、この場をお借りし、厚くお礼申し上げます。

※その後、本募金は平成30年7月豪雨、9月の台風21号、9月の北海道胆振東部地震の被災地にも配分されることが決定され、当組合に対しても、台風21号による施設被害の見舞金として、その一部が配分されましたことをご報告いたします。

◎重点項目

1. 林業成長産業化総合対策【186億円】

森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムの推進のため、人材育成や路網整備や高性能林業機械の導入、川上・川下のサプライチェーンの構築、CLTをはじめとする木材需要の拡大に向けた取り組みを総合的に支援する。

①林業・木材産業成長産業化促進対策
- 意欲と能力のある林業経営者の育成
- 路網整備、高性能機械の導入
- 木材加工施設の整備

②スマート林業の促進
- ロボット、AI、IoTなどの先端技術の活用による効率化
- 受給マッチングによる流通コストの削減

③木材需要の拡大・生産流通構造改革促進対策
- CLTなどの利用促進
- 地域内エコシステムの構築促進などによる新たな木材需要の創出
- 高付加価値木材製品の輸出拡大など

2. 森林整備事業<公共>【1,468億円】

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、新たな森林管理システムが導入される地域を中心に、間伐や路網整備、再造林などを推進するとともに、国土保全や地球温暖化防止などに貢献する。

3. 治山事業【729億円】

- 豪雨災害など激甚化する災害に対する山地防災力強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策、総合的な立木対策の強化などを推進

4. 農山漁村地域整備交付金<公共>【1,100億円】

- 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付

5.「緑の人づくり」総合支援対策【53億円】

- 林業への就業前の青年に対する給付金の支給や、「緑の雇用」事業により新規就業者を現場技能者に育成する研修などを支援するとともに、新たな森林管理システムと森林環境税（仮称）の創設を踏まえ、市町村の森林・林業担当職員を支援する人材の育成を推進。

6. 森林・山村多面的機能発揮対策【15億円】

- 森林・山村の多面的機能の発揮を図るため、地域における活動組織が実施する森林の保全管理や森林資源の利用などの取り組みを支援。

7. 花粉発生源対策推進事業【1億円】

- 花粉症対策苗木への植え替え、花粉飛散防止剤の実証実験、スギ・ヒノキの雄花着花状況調査などの取り組みとともに、これらの成果の普及啓発などを一体的に支援

8. シカによる森林被害緊急対策事業【2億円】

- シカによる森林被害が深刻な地域などにおいて、広域かつ計画的な捕獲などのモデル的な実施や、捕獲手法の普及などを推進。

9. 森林景観を生かした観光資源の整備事業

- 「レクリエーションの森」において、他言語や動画による情報発信、木製整備などの環境整備を実施し、観光資源としての活用を推進。

先の国会で法制化された森林経営管理法が国の森林環境譲与税（仮称）とともに、平成31年4月から施行されることを受け、その円滑な推進を図るための事業が創設されています。目的税である森林環境譲与税（仮称）の有効活用はもちろんですが、従来の森林整備事業の予算が削減されないよう、系統が一丸となって国へ要望していく所存です。

森林経営管理法成立

～新たな森林管理システム導入へ

本年5月25日、新たな法律である「森林経営管理法」が国会において可決、成立し、平成31年4月から「新たな森林管理システム」がスタートします。

1. なぜ新たな森林管理システム

国策として、国の木材自給率50％が目標として掲げられ、平成28年には過去30年間で最大となる34・8％となり、国内森林が保育から利用へ移行しつつあることがうかがえます。

しかしながら、森林の手入れが不足していると考える自治体が83％に上る状況に加え、境界の不明確をはじめとする諸問題が森林の管理に支障を及ぼしているのも現状です。

この状況を少しでも解消するため、適切な経営管理が行われていない森林を、市町村や意欲のある林業事業体に委ねることで、森林管理とともに林業の成長産業化を促進するために森林経営管理法が制定されたのです。

2. 法律の概要

森林経営管理法には次の項目が示されています。

①森林所有者に適切な経営管理を行わなければならない責務があることを明確化

②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合は、森林所有者の委託を受けて伐採などを行うための権利（経営管理権）を市町村に設定

③市町村は林業経営に適した森林

整備が遅れる人工林

市町村の8割が、管内の人工林は手入れが不足していると回答

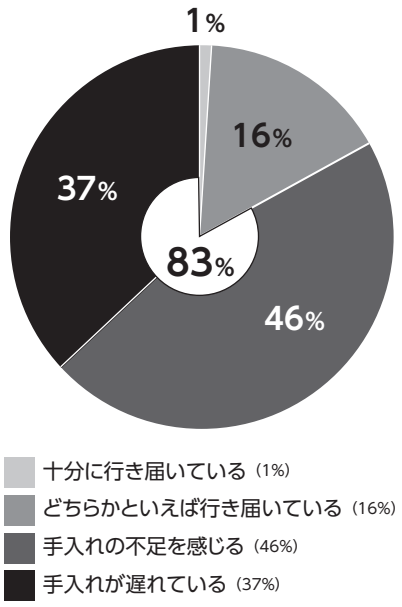

人工林の齢級別面積

（平成24年3月31日末）

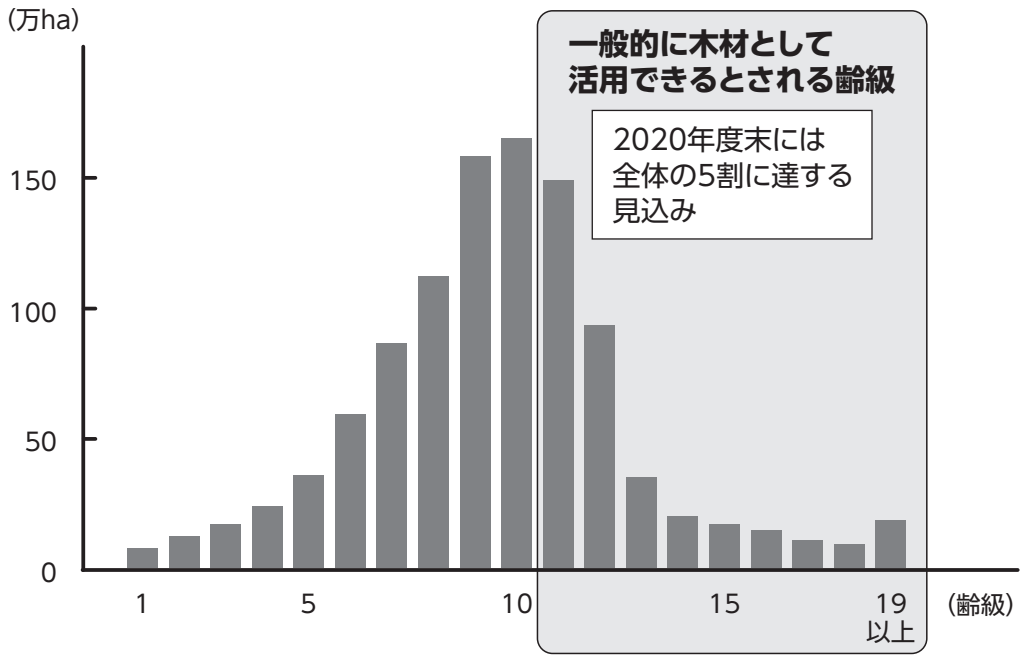

森林経営管理法（新たな森林管理システム）の概要

①森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化
②森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理委託を受託
③林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託
④再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が公的管理を実施

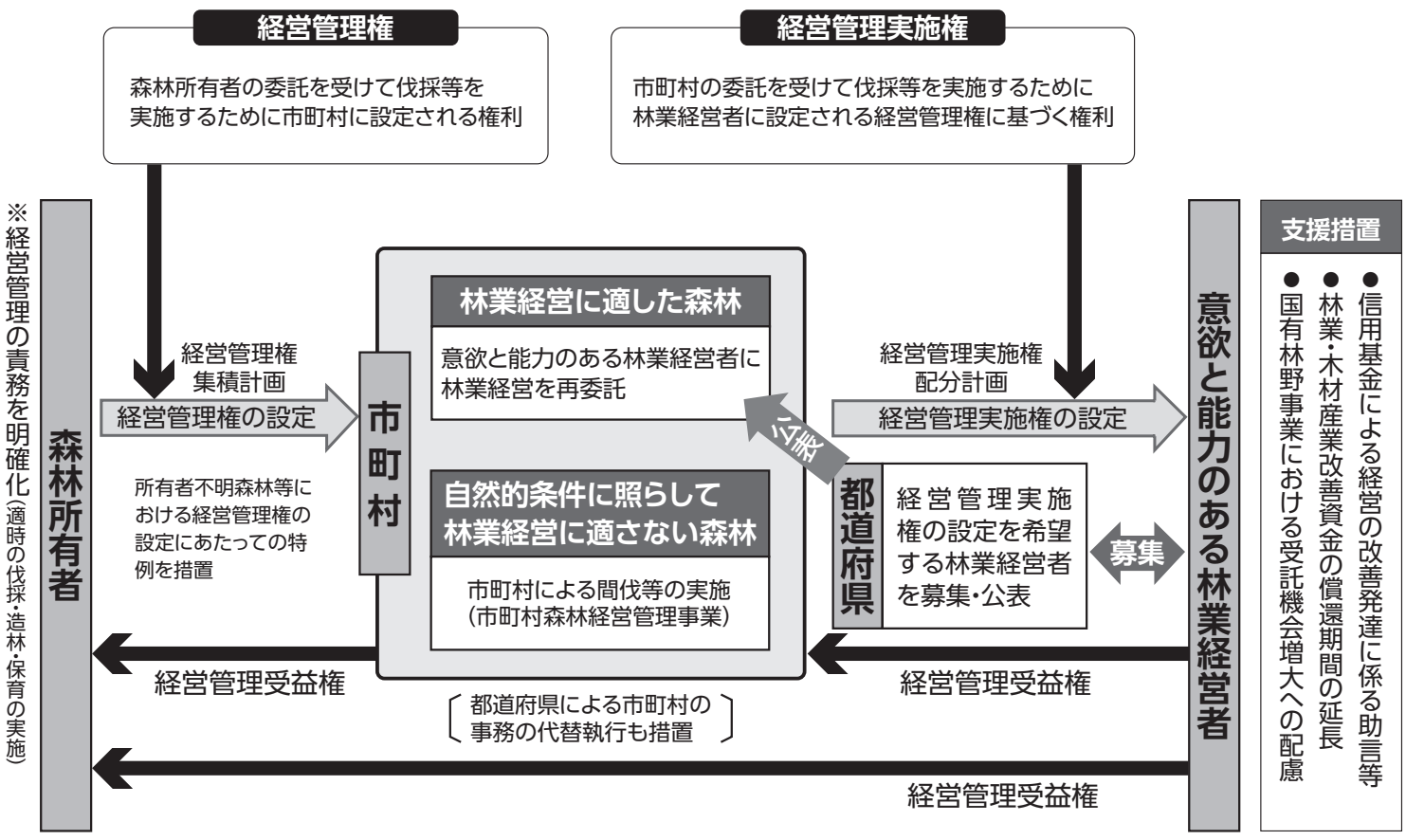

新たな森林管理システムに関わるQ＆A

Q. これまで経営管理してきた所有者から森林を取り上げるのか？

いいえ。
これまでどおり、森林所有者による経営管理（所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む）を支援することとしており、取り上げる（経営管理権を設定する）ことはありません。

Q. 市町村の方針に所有者が同意しなければ、強制的に経営管理権が設定されるのか？

いいえ。
森林所有者の意向を無視して、経営管理権を設定するものではありません。
所有者が不同意の場合の手続きの特例は、森林の経営管理が行われていないにも関わらず、所有者の意思表示がない場合など、森林の多面的機能の発揮を行うためにやむを得ず、市町村に経営管理権を設定しなければならないときに措置するものです。

Q. 主伐を強要されるのか？大系木の生産を目指した長伐期施業はできないのか？

いいえ。
この制度は、所有者の意向を無視し、標準伐期齢（50 年程度）で主伐（皆伐）を進めるものではなく、期間の定めもありません。
森林づくりの方針は、所有者の意向を踏まえ作成することになりますので、長伐期の意向があれば、それを踏まえ経営管理の内容を決定します。

Q. 乱伐が進んで、再造林・保育が行われず放置されることになるのではないか？

いいえ。
経営管理を行う林業経営者は、伐採後の植栽や保育を実施できる体制を整えていることなどにより選定されます。
また伐採後の植栽や保育にかかる経費を適切に留保し、計画的かつ確実に実施しないといけないとされています。

Q. 経営管理実施権は大企業にしか設定されないのか？

いいえ。
経営管理実施権の設定を受ける林業経営者は、森林所有者や林業従事者の所得向上につながる高い生産性や収益性を有するなど、効率的かつ安定的な林業経営を行うことを目指すものとしており、経営規模の大小は問わないこととしています。

を意欲と能力のある林業経営者に再委託し、伐採などを行うための権利（経営管理実施権）を設定

④林業経営に適さない森林や林業経営者に再委託するまでの間は市町村自らが経営管理を行う

これは森林所有者が適切な経営管理を行わない場合だけでなく、所有者が不明の場合にも特例を措置して市町村に経営管理権を設定するとしています。

3. 現状と目標

現在、国内の森林の私有林のうち、約1／3で森林経営計画が策定されており、残りの2／3の森林については所有者の意向を確認し、そのうち森林経営に適した森林については、市町村が意欲と能力のある林業事業体に経営を委ねます。

経営に適さない森林については市町村による公的管理を行い、自然に近い森林へ誘導するなど、今後の整備コストの縮減をはかります。

これらの取り組みを進めるため森林環境税（仮称）が創設され、その財源をまかなうとされています。

また、すでに、森林経営計画が策定されているなど、経営管理を行っている森林については、これまで同様の制度で経営管理を国が支援します。

4. その効果は？

「新たな森林管理システム」により、経営ができるにもかかわらず経営管理がされていなかった森林が利用されることにより、適切な整備による、さまざまな経済効果が促進されるとともに、森林が持つ多面的機能の高度発揮などが期待できます。

また森林所有者にとっては、林業事業体との間を市町村が取り持つことで、安心して経営管理を任せることが期待されます。

一方、林業事業体にとっては施行地の集約化などの手間を軽減することができます。また市町村から経営管理実施権を付与されることから、長期間にわたる計画的な運営が可能となることもメリットとして考えられています。

このように森林所有者・市町村・林業事業体と、それぞれのメリットが見込まれるとともに、林業の成長産業化や地域経済の活性化にも寄与することが期待されています。

5. 新たな森林管理システムの導入に向けて

「新たな森林管理システム」は市町村が中心的役割を担います。

この推進のためには市町村はもちろんのこと、森林所有者や都道府県、森林組合をはじめとする林業事業体など、森林整備に関わる関係者の理解と協力が必須です。

林野庁では市町村向けの説明会の開催を始め、円滑や制度の運用のための手引書の作成を行うとされています。

新たな森林管理システムをはじめ、さまざまな施策により、次世代に豊かな森林を引き継げるよう取り組みが進められています。

■森林経営管理法の内容

①定義

「経営管理」とは、森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことです。

「経営管理権」とは、市町村が森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）（木材の販売による収益を収受するとともに販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合に、その一部を森林所有者に支払うことを含む。）を実施する権利です。

「経営管理実施権」とは、林業経営者が市町村の委託を受けて伐採等を実施するための権利です。

②責務の明確化

森林所有者の責務として、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行うことを明確化しています。

また市町村は、その区域内の森林について、経営管理が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるように努めることとしています。

③市町村への経営管理権の集積

市町村は、その区域内の森林について、経営管理の状況などを勘案して、経営管理権を集積することが必要かつ適当であると認めた場合には、経営管理権集積計画を定めることとしています。

なお経営管理権集積計画では、経営管理権の存続期間や経営管理の意向調査または森林所有者の申し出を踏まえ作成し、森林所有者などの同意を得て、これを公告することにより、市町村に経営管理権が設定されることとなります。

④林業経営者への経営管理実施権の設定

市町村は、経営管理権を有する森林のうち、林業経営に適した森林において、林業経営者に経営管理を委ねようとする場合には、市町村が経営管理実施権配分計画を作成し、これを公告することにより、林業経営者に経営管理実施権が設定されることになります。

なお経営管理者の選定にあたっては

- 都道府県が経営管理実施権の設定を希望する林業経営者を公募し、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有することなどが認められる者を公表
- 市町村は、公表された中から経営管理実施権を設定する者を選定し、経営管理実施権配分計画を定める

ことしています。

⑤市町村により森林の経営管理

市町村は経営管理権を取得した森林のうち、林業経営に適さず、経営管理実施権が設定されていない森林について、自ら経営管理を行う事業（市町村森林経営管理事業）を実施することとしています。

⑥経営管理権集積計画作成手続の特例

共有林で一部の者が不明な場合や所有者が全く不明な場合、所有者は確知されているが経営管理権集積計画に不同意の場合には、市町村による探索や公告、都道府県知事による裁定など一定の手続きを経ることにより、森林所有者から市町村に経営管理権を設定できる手続きの特例を措置しています。

なお本手続きにより設定された経営管理権の存続期間は50年を限度とし、森林所有者からの取り消しも可能としています。

⑦都道府県により市町村の事務の代替執行

都道府県は、市町村の事務の実施体制の整備などを事情を勘案して、市町村森林経営管理事業などに係る事務の全部又は一部を、市町村の名において行うことができるとしています。

⑧経営管理実施権の設定を受けた林業経営者に対する支援措置

- 国は、国有林野事業に係る伐採などを他に委託して実施する場合には、林業経営者に委託するよう配慮。
- 独立行政法人農林業業信用基金は、林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言などの支援
- 林業・木材産業改善資金について林業経営者が貸し付けを受けるものの償還期間（据え置き期間を含む）は「12年」から「15年」（林業経営基盤強化などの促進のための資金の融通などに関する暫定措置法の特例を措置）とすることとしています。

⑨災害など防止措置命令

市町村は、伐採または保育が実施されておらず、かつ周辺の環境を著しく悪化させる事態などの発生を防止するために、森林所有者に対し必要な措置を講ずべきことを命ずることができるほか、自らこれを行うことができることとしています。

⑩施行期日

この法律は平成31年4月1日施行としています。

森林の保水力について

金剛山カトラ谷災害現場

これは、平成29年10月の台風21号により土砂崩壊が起きた金剛山の山頂付近のブナ林の写真です。
この崩壊により土砂の一部は、千早赤阪村の集落付近にまで到達しましたが、下流域のスギ林や治山ダムなどによって土砂の多くは途中で止められ、大事には至りませんでした。

昨今、豪雨による土砂災害が日本各地で発生し、大きな問題となっています。

そもそも土壌には雨水を浸透させ、時間をかけて排出することで、急激な河川の水位の上昇を緩和する機能があります。

この効果を「保水力」と呼びます。

土壌の「保水力」の限界を超えると、浸透した水が表土を持ち上げ、土砂災害が発生する確立が高まります。

「保水力」を高めることは、災害を軽減することにつながります。

この保水力の大部分を担っているのは森林であり、「緑のダム」と呼ばれる所以でもあります。

さらに森林には、この土壌の浸透に加え、「遮断」と「蒸散」という保水力があるといわれており、この効果についてご紹介します。

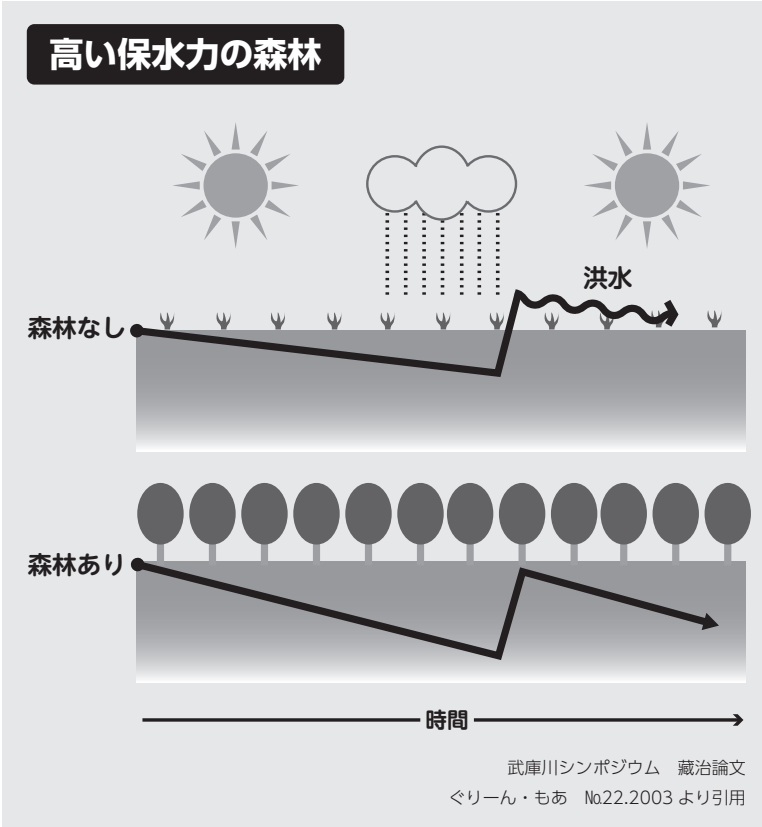

武庫川シンポジウム　藏治論文
ぐりーん・もあ　№22.2003より引用

土壌の浸透（貯留）効果

土壌への浸透は「貯留効果」とも表現され、山間部の降雨による急激な河川の水位上昇を抑え、ゆっくり下流へ流すものです。「水源涵養機能」とも呼ばれます。

この場合の土壌とは林床の表土を指し、落ち葉などが微生物により分解された有機物で構成されており、無数の細かな空隙が存在し、植物の生長に大きな役割を果たしています。

豊かな土壌は、高い貯留機能を有するといっても過言ではありません。

ちなみに無立木地から森林土壌が形成されるまでに300年が必要といわれていますが、土砂崩れなどがおきると、一瞬のうちに土壌が失われてしまいます。

高い貯留効果を持つ土壌を保護するためには、豊かな下草を生やし、降雨や水滴が直接土壌に落下しないように、適期の間伐や野生鹿対策が必要となってきます。

遮断効果

これは降雨の水滴が葉や枝、樹皮に付着し、そのまま蒸発することで、土壌へ浸透する水量を減らすという考え方です。

高い遮断効果のヒノキの葉

これは、スギやヒノキのような細かく小さな葉を持つ樹木で、より高い効果を生み出すとされています。

森林の年間降水量のうち、約2割が遮断されているという研究発表もあります。

蒸散効果

樹木は、その生長の過程で根から水分を吸い上げ、葉にある気孔から放出しています。

このことにより土壌の水分を減少させることを蒸散効果と呼びます。

研究では、葉と土壌からで年間降雨量の30～40％は蒸散するといわれており、さらにスギやヒノキは水分を吸い上げる力が強く、潅木類よりも高い蒸散効果が期待できるとされています。

さらに旺盛な生長量は、蒸散機能の向上も期待できることから、健全な森林の育成が保水効果を高めることにつながるといえるでしょう。

森林は、このほかにもさまざまな多面的効果を持ち合わせ、適切な管理により、その機能を最大限発揮させることもできますが、その効果にも限界があります。

その限界を超えたとき、災害が発生します。

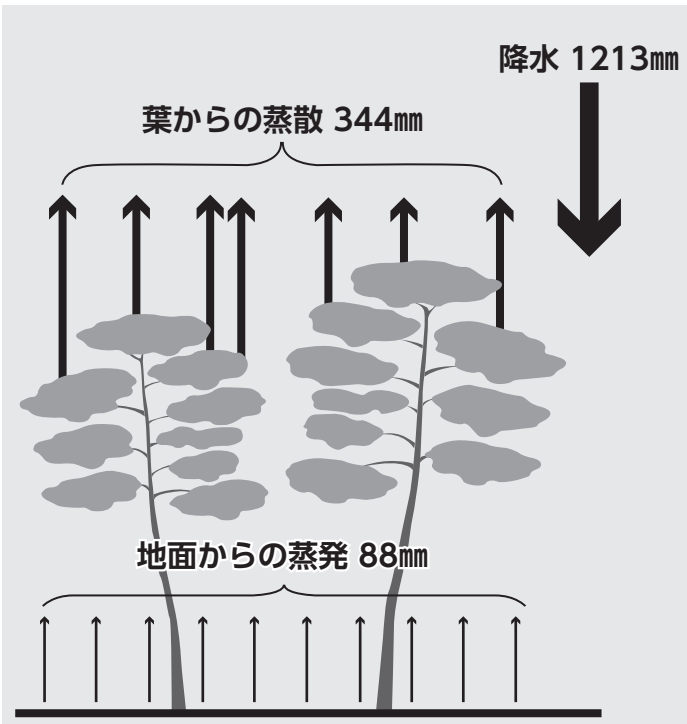

関東平野のアカマツ二次林における蒸発散量の測定
Iida, S. et al. (2006) Journal of Hydrology, 326, 166-180

減災と退避までの時間を稼ぐ

保水力とともに、森林の多面的効果を最大限発揮させるための管理に加え、立木により転石や流木を抑制する施業、また治山ダムなどの設置を組み合わせることで、その効果を高めることができます。

そのことが一目でわかるのが、タイトルの金剛山カトラ谷の土砂崩壊の下流域で撮影された写真です。

写真でもわかるように、大きな岩石や流木をスギの立木が捕捉しているのがわかります。

さらに下流域に設置された治山ダムも満砂にはなっていますが、きっちりと役割を果たしています。

土砂災害の被害を減少させる“減災”とともに、災害発生までの避難する時間を稼ぐという観点からの森林づくりを行う必要があるように思います。

役割を果たした治山ダム

スギ立木が岩石や流木を捕捉

※この資料は、東京大学大学院農学生命科学研究科付属演習林の蔵治光一郎教授が2006年に発表された資料と、国立研究開発法人森林整備・研究機構　森林総合研究所の資料に基づく、栗本組合長の見解です。

秋も深まり、ゆっくりとクラフトを楽しむことができる季節となりました。

木根館では、時間を決めて自由にクラフトを楽しまれたり、オリジナルキットを購入されて制作されたり、お気に入りのワークショップ企画に参加されたりと、お客様のご希望に応じて利用することができます。

開館時間内は木工の指導員が常駐していますので、初めての方でも安心です。

時間を決めてクラフトを楽しまれる方には、お得な回数券もご用意しておりますので、お気軽にお問い合わせください。

また人気のワークショップは予約で定員が埋まってしまうこともしばしば。

気になるワークショップや企画は、お早目のご予約をお勧めします。

現在、木根館のスタッフは木工を始めてみたい初心者の方むけに、道具の基礎から始める「習い事教室」の開催に向け準備を進めています。

準備が整いましたら随時ホームページでお知らせいたします。

ご期待ください。

■今秋から今冬にかけてのイベント一覧

施設名	イベント名	内容	開催日	申し込み
ラ・フォレスタ	草木染め	マリーゴールドの花をロケットストーブで煎じて木綿の布を染めます	11月23日（祝）	申込受付中 材料費他2,000円
木根館	季節の「かんなのはな」ワークショップ	職人が削ったかんなくずから季節の花「ポインセチア」を作ります。 講師は大石聖子氏	12月22日（土）	11/9から申込開始 材料費他2,000円
ラ・フォレスタ	木彫講座作品展	千早赤阪村在住の彫刻家　橋本康彦氏の講座で、参加者が製作した作品を展示。	1月5日（土）～1月27日（土）の期間中のラフォレスタ営業日	観覧無料
ラ・フォレスタ	木彫体験	千早赤阪村在住の彫刻家　橋本康彦氏を招き木彫りの「うり坊」を制作	1月13日（日）	申込受付中 材料費他2,900円
木根館	木の香るマガジンラック	上段は本を正面おいて、表装のデザインを楽しむ設計。 W680×D212×H607	1月27日（日）	12/5から申込開始 材料費他7,000円
木根館	三段小引出し	大切なものをしまう三段小引出し。 使うごとに風合いが出るレトロ感。 W200×D200×H260	2月24日（日）	1/5から申込開始 材料費他5,000円

木彫体験「うり坊」

木の香るマガジンラック

木工クラフトのご利用料金

時間利用：中学生以上200円/1h、小学生100円/1h（乳幼児無料）
終日利用（9：00～17：00）：中学生以上1,000円、小学生500円

大阪府からのお知らせ

保安林の指定施業要件の見直しについて

保安林に指定された森林では、保安林として適切な森林状況を維持するために、伐採率の上限や伐採後の植栽本数等が『指定施業要件』として定められています。

この『指定施業要件』について、平成 13 年の森林・林業基本法の改正を受け、それ以後に指定される保安林については、間伐率の上限規制や植栽本数の規制が緩和されることになりました。

このため、改正以前に指定された保安林についても指定施業要件の見直し内容を反映させるため、大阪府では法改正以前に指定された保安林の指定施業要件の変更事務を進めています。

指定施業要件のここが緩和されます

①間伐率の上限の引き上げ

平成 13 年以前 20％以下 → 見直し後 **35％以下** 間伐が遅れる森林での効率的な間伐の推進が可能

②択伐の伐採限度の引き上げ

平成 13 年以前 上限 30％ → 見直し後（伐採後の植栽義務がある場合） **上限 40％** 前回の伐採後の成長量を限度に択伐率を決定。複層林施業により適した伐採が可能推進が可能

③植栽本数を見直し

平成13年以前 3,000本/ha以上 → 見直し後 **1,200～3,000本/ha** 立地条件と樹種に応じて個別に植栽本数を決定

○指定施業要件変更の手続きについて

- 手続きは大阪府が行いますので、森林所有者の方の手続きは不要です。
- 変更内容の確認時と変更完了時の２回、指定施業要件の変更内容が告示され、その際、大阪府より、それぞれ予定通知、確定通知をお送りします。

森林とともに80年

森林保険

台風、山火事などによる万が一の災害に備え、森林保険に加入しましょう!

加入してよかった! 森林保険

予期せぬ災害に備えて、森林保険に加入しませんか?

森林保険では保険契約された森林が、火災、風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害、噴火災といった8 つの災害により被災した場合に保険金をお支払いします。

過去においては、平成16年に発生した大規模台風災害に対し、全国で100億円を超える保険金をお支払いするなど、森林所有者の経済的損失を補うセーフティネットとして、大きな役割を果たしています

■森林保険のご相談・お申し込みはお気軽に
大阪府森林組合　072-698-0950

大阪府内における森林保険金お支払い事例

平成29年10月21日、台風21号の襲来とともに発達した前線の影響もあり、日本列島の広範囲に大雨と暴風を引き起こしました。

大阪府内では、南河内地域で激甚災害指定を受けるほどの土砂災害を引き起こし、大阪北部の被害地では、大雨による地盤の緩みと暴風により、樹木の倒伏・幹折れ・枝折れが発生しました。

被害地の状況

被害調査の結果、対象の樹木は12齢級のスギとヒノキ、実損面積は0.07haで保険金額約25万円をお支払いいたしました。

台風21号による被害について

本年9月4日、非常に強い勢力を保ったまま、台風21号が徳島県南部に上陸しました。

上陸時の中心気圧は950㍱、中心付近の最大風速は45mと発表されており、「非常に強い」勢力で上陸したのは25年ぶりでした。

その後、神戸市に再上陸した後、日本海へ抜け、翌5日の午前9時に温帯低気圧となりました。

台風の接近に伴い、四国・近畿・中国・北陸・北海道で記録的な暴風を記録し、関西国際空港では最大瞬間風速58.1m、大阪市でも47.4mを観測するなど、複数の地点で観測史上最大を記録しました。

中でもショッキングだったのは、大阪市住之江区でコインパーキングに駐車中の車両が暴風により転覆し、また倒壊した自販機やフェンスの下敷きになり、放置されている状況でした。

暴風は都市のインフラにも猛威をふるい、大阪府内各地で長期間にわたり停電が続き、また水の供給が停止するなど、府民の暮らしにも大きな影響を及ぼしました。

また高潮により、湾岸部で浸水被害が発生しました。

関西国際空港では暴風により、航空燃料を運ぶタンカーが漂流。連絡橋に激突したことで、空港へのアクセスが遮断され、利用客や空港職員が取り残されました。

大阪市住之江区のコインパーキング

森林の被害について

時間を追って、接近する巨大台風の進路に注意を払いつつ、台風の中心から若干距離が開いていたので、大きな被害発生は予想していませんでしたが、台風一過、各地から寄せられる報告は耳を疑うものでした。

被害地の写真は、どの方向から暴風が吹き荒れたのかが一目でわかるものばかりです。

組合職員は被害の状況を調査するために、林道に折り重なった風倒木を乗り越え、時にくぐり、場合によりチェーンソーで通行できる幅だけカットしながら、汗みどろになりながら進んで行った先にあるのは、さらなる風倒被害森林です。

そのため被害の全容の調査を目的とした、ヘリコプターによる上空からの確認を余儀なくされた地域もありました。

そのような調査を経て、目視もしくは図面上の計測による、10月10日現在の森林被害面積は、府内で731haに上ります。

府内全域の森林で被害が報告されていますが、特に大きな被害を受けたのが高槻市域の森林です。

市内を南北に貫く府道枚方亀岡線に沿った森林では、倒木個所が多発。

倒木が車両の通行を阻み、一般車の開通までに約1週間を要しました。

加えて倒木が電線に倒れかかり、その影響で電柱が倒壊。これが原因となり高槻市北部は長いところで1週間、停電することとなりました。

高槻森林観光センターの被害森林

倒木が林道をふさぎ調査を阻む

組合が運営する高槻森林観光センター内の森林も大規模な風倒被害を受け、一部の施設が風倒木により被災するなど、9月中は営業を休止せざるを得ませんでした。

また河内長野市、千早赤阪村、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市でも倒木被害が多数報告されており、これから国の造林補助事業により伐採、搬出を予定していた森林の樹木が無残にもなぎ倒されていました。

そのような森林の被害調査と同時並行で、組合では道路や住宅に支障を及ぼす倒木処理に忙殺されました。

特に市街地における大径木伐採は、組合が培った技術をもってしても厳しい現場が多く、また次から次へと舞い込む依頼への対応にも苦慮しました。

ただ樹木による被害が、これ以上、拡大しないように、できる限り対応させていただきました。

和泉市宮ノ谷地区森林

被害森林について

被害森林は、このまま放置すると2次、3次の災害を引き起こす可能性があります。

斜面の倒木は、そのほとんどが不安定な状態で崩落を踏みとどまっており、少しでもバランスを崩すと崩落することも予想され、今後も厳重な警戒が必要です。

被害森林の復旧には、保安林であれば国の保安林整備事業の活用、普通林であれば受益者負担を伴う造林補助事業を活用した整備を行うことが通例です。

いずれにしても国の予算確保がなされた上で、限られた予算のなかで順次、整備を行うことになります。

森林組合では、被害森林の調査や状況の報告とともに、大阪府知事宛てに激甚災害指定を含めた要望書を10月10日に提出しました。

加えて森林所有者への負担をできるだけ軽減しながら、この状況を解決することを目的に、各関係機関に対し、補助金の上乗せや公的措置による倒木対策に加え、森林が持つ多面的効果を発揮させるため、再造林などの措置を要望してまいります。

そのような要望活動とともに、被害森林の復旧が事業化されましたあかつきには、組合としても最大限努力し、大阪府内の森林の復興に全力で取り組ませていただきます。

道路沿いの倒木処理作業

丸大食品
心に残る贈り物
丸大のギフトは、どなたにも喜ばれます

大阪府森林組合の皆様には
特別価格でご案内申し上げます。
同封のチラシをご覧ください。

丸大食品株式会社　中日本特販営業課
〒557-0063　大阪市西成区南津守2-1-10
TEL 06(4398)3038 FAX 06(4398)3063

大阪しんりんくみあい通信
年2回発行　編集／大阪府森林組合本店　発行人／葛城　修平　〒569-1051 大阪府高槻市原1052番地の1　大阪府森林組合　TEL. 072-698-0950
e-mail : info@o-forest.org